

10. 一般粉じん発生施設

別表第7(大気汚染防止法施行令別表第2より)

項	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t/日以上であること。
2	鉱物 ^{注1)} (コークスを含み, 石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場 ^{注2)}	面積が1,000 m ² 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物, 土石又はセメントの用に供するものに限り, 密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75 cm以上であるか, 又はバケットの内容積が0.03 m ³ 以上であること。
4	破碎機及び摩砕機(鉱物, 岩石又はセメントの用に供するものに限り, 湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75 kW以上であること。
5	ふるい(鉱物, 岩石又はセメントの用に供するものに限り, 湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15 kW以上であること。

注1) 「鉱物」とは鉱業法第3条第1項に規定されているもの(石綿を除く。)のほか, ボーキサイト, 岩塩等の外国産の鉱物, コークス, 硫酸焼鉱, 鉱石のペレット, 化学石こう, カーバイド等をいい, 土石には石炭灰も含まれます。

鉱業法(抄)

(適用鉱物)

第3条 この条以下において「鉱物」とは, 金鉱, 銀鉱, 銅鉱, 鉛鉱, そう鉛鉱, すず鉱, アンチモニー鉱, 亜鉛鉱, 鉄鉱, 硫化鉄鉱, クローム鉄鉱, マンガン鉱, タングステン鉱, モリブデン鉱, ひんげん, ニッケル鉱, コバルト鉱, ウラン鉱, トリウム鉱, りん鉱, 黒鉛, 石炭, 亜炭, 石油, アスファルト, 可燃性天然ガス, 硫黄石, 石こう, 重晶石, 明ばん石, ほたる石, 石綿, 石灰石, ドロマイト, けい石, 長石, ろう石, 滑石, 耐火粘土(ゼーゲルコーン番号31以上の耐火度を有するものに限る。)及び砂鉱(砂金, 砂鉄, 砂すずその他ちゅう積鉱床をなす金属鉱をいう。)をいう。

注2) 建築現場などで, 長期(3ヵ月以上)にわたって使用する場合は, 原則として対象になります。